

移動支援事業について

内 容：障がいがあり、屋外での移動が困難な場合に、社会参加などで外出する際の移動支援を行います。利用者は、かかった費用の1割を負担します。

対 象：①身体障害者手帳の交付を受けているかたのうち、当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄が第1種に該当しているかた
②療育手帳の交付を受けているかたのうち、障がいの程度がAの判定を受けているかた又は知的障がいについてそれに準ずる重度の判定を受けているかた
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたのうち、障害等級が1級又は2級に該当しているかた

外出種類：利用できる外出

- ・官公署用務
- ・冠婚葬祭
- ・教育・文化的活動
- ・町内・地域活動
- ・大会その他の社会参加

利用できない外出

- ・通院のための外出
- ・通学・通勤等、継続性のある外出
- ・経済活動に係る外出
- ・社会通念上、適当でない外出

利用方法：(申請) 利用者は、秋田市障がい福祉課の窓口で「移動支援」の申請手続きをします。



(決定・通知) 市は、申請に基づき決定を行い、利用者に通知します。



(契約) 利用者は、通知が届いたら、利用したい事業者と契約します。



(利用・支払) 利用者は、サービスを受けたら、費用の1割を事業者を支払います。事業者は、残りの費用を市役所に請求します。

高齢者コインバスの導入について

内 容：秋田中央交通株式会社が運行する市内の路線バスと秋田市マイタウン・バスに100円（現金）で乗車できます。

対 象：満68歳以上の高齢者

利用方法：秋田市長寿福祉課などの窓口で本人が「コインバス資格証明書」の交付申請手続きをします。

コインバス資格証明書	
受 住 所	秋田市 山玉一丁目1-1
給 氏 名	秋田 花子 見
者 生 年 月 日	昭和13年12月15日
発行機関名 および印	秋 田 市 長
交付年月日	平成〇〇年〇月〇日



バスに乗るとき



整理券を取ってバスに乗ります。

バスから降りるとき



証明書を乗務員に掲示し、100円と整理券を料金箱に入れます。

制度の導入時期：平成23年10月1日～（対象は満70歳以上）

平成25年10月1日～（対象を満68歳以上に拡大）

バス福祉乗車証の交付について

内 容：秋田中央交通株式会社が運行する市内の路線バスと秋田市マイタウン・バスに無料で乗車できます。

対 象：身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちのかた

利用方法：秋田市障がい福祉課の窓口で「福祉特別乗車証（バス券）」の交付申請手続きをします。バス降車時に、手帳と福祉特別乗車証を掲示します。

精神障がい者のためのバス割引制度について

内 容：通院や通所のために利用する時に限り、秋田中央交通株式会社が運行する市内の路線バスと秋田市マイタウン・バスに無料で乗車できます。

対 象：精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

利用方法：秋田市健康管理課の窓口で「福祉特別乗車証（バス券）」の交付申請手続きをします。バス降車時に、手帳と福祉特別乗車証を掲示します。

平成 26 年度 バリアフリー教室開催報告

1 事業名および目的

(1) 事業名

バリアフリー教室

(2) 事業目的

一人でも多くの市民にバリアフリーへの理解を深めてもらうため、小学生を対象に高齢者や障がい者の疑似体験や介助体験によるバリアフリー教室を開催したものの。

2 事業概要

(1) バスを利用したバリアフリー教室

(2) 車いす等を利用したバリアフリー教室

3 関係機関

(1) バスを利用したバリアフリー教室

主催 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局

協力 秋田中央交通株式会社

共催 秋田市

(2) 車いす等利用のバリアフリー教室

主催 秋田市

協力 秋田市社会福祉協議会

4 事業実施校および対象者

(1) 事業実施校および対象者

市内 44 小学校に案内し、開催希望のあった 11 校

4 学年の児童（泉は 5 学年） 663 人が参加

内 容	参 加 小 学 校	校 数	人 数
バス利用	保戸野、高清水、寺内、御所野	4 校	261 人
車いす等利用	築山、川尻、土崎、外旭川、下新城、 浜田、泉	7 校	402 人

5 事業実施内容

(1) バス利用のバリアフリー教室

- ・疑似体験装具を使用し、バスへの乗降車体験と介助体験

(2) 車いす等利用のバリアフリー教室

- ・車いすや疑似体験装具を使用した歩行体験等と介助体験

6 事業実施期間

平成26年9月3日～11月25日の内11日間（各校1日）

内 容	開 催 日
バス利用	9月3日、4日、10日、11日
車いす等利用	9月4日、9日、12日、16日、18日、19日 11月25日

冬期間の歩行者空間の確保について

秋田市では、平成24年度の豪雪を受け、ゆき対策のあり方について抜本的な見直しを行いました。平成25年10月に策定された「秋田市ゆき総合対策基本計画」には、下記について記載しています。

高齢者等支援の推進（高齢者等への配慮）

1 高齢者軽度生活支援の拡充

おおむね65歳以上の日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等へ実施している高齢者軽度生活援助事業の雪寄せ支援について、利用回数を週1回から2回へ拡大します。

2 屋根の雪下ろしへの支援（新設）

道路豪雪対策本部が設置された際に、市民税非課税の高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯（持ち家に限る）に対し、雪下ろしを行った場合は1万円、雪下ろしと排雪を行った場合は1万5千円を上限に補助します。（1年度1回）

3 買物支援

今年度「日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、高齢者の冬期間必要な生活支援について調査するほか、地域包括支援センター等を通じてニーズを随時把握します。

また、買物支援を実施している事業者からの聞き取り調査や、ニーズ把握により得られた情報を商工団体に対して提供し、新たな支援事業の掘り起こしに努めます。

I C T（情報通信技術）を活用し、買物支援を含む市独自の総合支援システムの導入について検討します。

雪に強いまちづくりの推進（歩行者の利便性向上）

1 消融雪歩道のネットワーク化

中心市街地の消融雪歩道のネットワーク化を図るため、引き続き整備に努めます。また、冬期間の外出時の参考となるよう消融雪歩道のマップを作成し、ホームページ、広報あきたで高齢者等へPRします。